3　第一項の規定にかかわらず、法第百四十四条第二項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定航空輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十四による計画書一通を提出すれば足りる。

（特定航空輸送事業者の定期の報告）

第三十二条　法第百四十五条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第二十五による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第三十三条　法第百四十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　法第百三条第一項及び第百二十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況並びに法第百三条第三項及び第百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四　輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量

五　（略）

六　非化石エネルギーの使用状況

七　（略）

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則との関係）

第四十条　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第四十三、様式第四十四又は様式第四十五による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第二十七、様式第二十八又は様式第二十九による届出書の提出があったものとみなす。

様式第一中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第101条第２項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第２項」に改め、同様式備考４中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

様式第二中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第101条第３項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第３項」に改め、同様式備考５中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

（新設）

（特定航空輸送事業者の定期の報告）

第三十二条　法第百四十一条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第二十五による報告書一通を提出してしなければならない。

第三十三条　法第百四十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第九十九条第一項に規定する判断の基準及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百二十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況並びに貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第九十九条第二項に規定する指針及び旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第百二十三条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四　輸送ごとにその航空機の利用可能重量（当該輸送ごとに当該航空機に搭載し、又は搭乗することができる貨物及び旅客の重量の合計をいう。）に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量

五　（略）

（新設）

六　（略）

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則との関係）

第四十条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第四十三、様式第四十四又は様式第四十五による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第二十七、様式第二十八又は様式第二十九による届出書の提出があったものとみなす。